

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年6月30日

東京都知事 殿

## 提出者

住 所 東京都世田谷区三軒茶屋1-21-5

氏 名 医療法人社団大坪会三軒茶屋病院

病院長 大坪 由里子

電話番号 03-3410-7321

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和4年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人社団大坪会 三軒茶屋病院
事業場の所在地	東京都世田谷区三軒茶屋1-21-5
事業の種類	医療
特別管理産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	57t	全処理委託量	57t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	57t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分を行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t

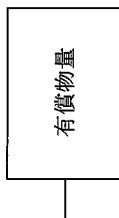
## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 57.53t	前年度 53.694t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		
※事務処理欄		

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 感染性廃棄物)



項目	実績値
①排出量	53,694
②再生利用を行った量	0
③自ら熱回収を行った量	0
④自ら中間処理した量	0
⑤自ら埋立処分を行った量	0
⑥自ら中間処理した後の残さ量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
⑧自ら直接埋立処分した量	0
⑨自ら中間処理した後、又は海洋投入処分した量	0
⑩自ら直接利用した量	0
⑪自ら中間処理した後、又は海洋投入処分した量	53,694
⑫自ら直接利用した後、又は海洋投入処分した量	0
⑬自ら直接利用した後、又は海洋投入処分した量	0
⑭自ら直接利用した後、又は海洋投入処分した量	0
⑮自ら直接利用した後、又は海洋投入処分した量	53,694

項目	実績値
①排出量	53,694
②再生利用を行った量	0
③自ら熱回収を行った量	0
④自ら中間処理した量	0
⑤自ら埋立処分を行った量	0
⑥自ら中間処理した後の残さ量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
⑧自ら直接埋立処分した量	0
⑨自ら直接利用した量	0
⑩自ら直接利用した後、又は海洋投入処分した量	53,694
⑪自ら直接利用した後、又は海洋投入処分した量	0
⑫自ら直接利用した後、又は海洋投入処分した量	0
⑬自ら直接利用した後、又は海洋投入処分した量	0
⑭自ら直接利用した後、又は海洋投入処分した量	0
⑮自ら直接利用した後、又は海洋投入処分した量	53,694

項目	実績値
①排出量	53,694
②再生利用した量	0
③自ら直接埋立処分した量	0
④自ら直接利用した量	0
⑤自ら直接利用した後、又は海洋投入処分した量	53,694

項目	実績値
①自ら中間処理した後、又は海洋投入処分した量	0
②自ら直接利用した量	0
③自ら直接埋立処分した量	0
④自ら直接利用した後、又は海洋投入処分した量	0
⑤自ら直接利用した後、又は海洋投入処分した量	0
⑥自ら直接利用した後、又は海洋投入処分した量	0
⑦自ら直接利用した後、又は海洋投入処分した量	0
⑧自ら直接利用した後、又は海洋投入処分した量	0
⑨自ら直接利用した後、又は海洋投入処分した量	0
⑩自ら直接利用した後、又は海洋投入処分した量	0
⑪自ら直接利用した後、又は海洋投入処分した量	0
⑫自ら直接利用した後、又は海洋投入処分した量	0
⑬自ら直接利用した後、又は海洋投入処分した量	0
⑭自ら直接利用した後、又は海洋投入処分した量	0
⑮自ら直接利用した後、又は海洋投入処分した量	0

(第2面)

## 備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑯の欄のそれぞれに、(1)から(16)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。